

大阪市公告第27号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	北港自転車保管所古自転車等 - 4	1 山

3 下見日時及び場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	令和 7 年 7 月 16 日	午前 10 時 15 分から 午後 5 時まで	北港自転車保管所	此花区北港 2 丁目 1 番先

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上
仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、
本市の休日を除く。）

建設局総務部管理課自転車対策担当

電 話 06-6615-6748

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売扱入札参加申請を行うこと

ただし、令和7年7月15日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売扱入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売扱入札参加承認証（本市様式）

*令和7・8・9年度の物品売扱入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売扱入札等のご案内→「令和7・8・9年度申請要領」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記1に同じ

6 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和7年7月15日までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

- (1) 7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。
資格審査は、4で交付した物品売扱入札参加承認証及び古物商許可証（行商する）を確認することによるので、持参すること（写しは不可）
- (2) 物品売扱入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

12 売買代金納付期限

令和7年7月22日

13 物品引取期限

令和7年8月1日

14 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時 令和7年7月17日 午前10時

(2) 入札執行の場所 大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

15 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売扱入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売扱入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

16 入札に参加できない者

入札書交付後から入札時までの間において「入札参加資格」の要件を満たさなくなったり、満たさないことが判明した者、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1)開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、物品売払入札参加承認証に記載される個人（落札者が法人の場合にあっては、当該法人の代表者）、契約上の受任者又は代理人入札を行った代理人に対して本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医

療保険)、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

- (3) 落札者について、古物営業法の改正に伴って、令和2年3月31日までに「主たる営業所等の届出書」による届け出等の必要な手続きを行っており、現在において、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可を有している旨の誓約書を提出すること(ただし、旧法による許可に限る。)。提出しない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。なお、誓約書に古物商許可証の写しを添付すること

20 その他

- (1) 11の契約保証金を指定期限までに納付できない場合又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことと証する書類を持参しなかった場合又は契約金額の全額を納付したことと証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)